

## 指定整備事業者の封印委託の拡大について

平成29年4月より、「封印取付け委託要領の運用等」（平成18年10月4日付国自管第87号）が改正され、指定整備事業者が封印を持ち帰ることができる範囲が広がりました。従来の「中古新規（現車提示省略車に限る）」及び「整備のための取り外しに係る再封印」に加えて、「変更登録」、「移転登録」、「番号変更」、「再交付」、「交換」、「き損等による再封印」の際にも封印を持ち帰ることができるようになりました。

つきましては、様式等が変更になっていますので、今後は新様式を使用していただきますようお願いいたします。

なお、封印持ち帰り時に必要な書類等は、下記の表のとおりです。

### 封印持ち帰り時に必要な書類一覧表

作業範囲	必要な書類等
中古新規登録（指定整備事業者のみ） （現車提示の省略される自動車） （自社登録を含む）	・封印受領書 ・譲渡証明書（コピー） （旧所有者と新所有者との間に、指定整備事業者が入っていること。） ・保安基準適合証（コピー）
変更登録、移転登録、番号変更 （指定整備事業者及び 優良自動車整備事業者）	・封印受領書 ・登録事項等通知書（本通の提示） ・旧自動車検査証（コピー） ・出張封印確認書 （ナンバーを後日返納する場合のみ）
再交付又は交換 （指定整備事業者及び 優良自動車整備事業者）	・封印受領書 ・承認印のある交換再交付申請書（コピー） ・出張封印確認書 （ナンバーを後日返納する場合のみ）
封印のき損等による又は 整備のための取り外し （指定整備事業者及び 優良自動車整備事業者）	・封印受領書 ・自動車検査証（コピー） ・顧客からの整備依頼の書面及び取り外した 状況を示す写真（再封印取付代行依頼書） ・取り外した封印

※登録の際に封印持ち帰りを希望する場合は、支局へ提出する際に必ず上記の必要な書類を添付して下さい。